

差止請求書

2026年8月25日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目8番4号 EX 恵比寿西ビル5階
株式会社格式 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏（弁護士）

〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル

秋野々町529番地ヒロセビル4階

電 話 075-211-5920

FAX 075-746-5207

（担当）事務局長 増田朋記（弁護士）

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後には、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」といいます。）34条1項及び特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）58条の19の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

本差止請求に対する貴社の対応を、本書到達後1週間以内に、書面をもって当NPO法人宛連絡下さい。回答の有無及び内容は公表することがあります。

(請求の要旨)

当NPO法人は、貴社に対し、下記表示媒体において、下記対象となる商品につき、下記対象となる表示を行うことの停止を請求する。

(表示媒体)

貴社ウェブサイト

(対象となる商品)

M.C.Butter

(対象となる表示)

- 1 対象となる商品を「初回980円(税抜)」等と表示し、対象となる商品の1回分だけを980円(税抜)で購入可能であるかのように示す表示。
- 2 特定申込みに係る手続が表示される映像面において、「初回980円(税抜)」等と表示し、対象となる商品の1回分だけを980円(税抜)で購入可能であるかのように示す表示。

(紛争の要点)

第1 景品表示法違反

- 1 貴社が、ウェブサイトにおいて販売する「M.C.Butter」(以下「本件商品」という。)を、消費者が「お得な定期コース」で購入する場合、貴社ホームページ上では、上記対象となる表示1によって、1回分だけを980円(税抜)で購入可能であるかのような表示がなされている。

しかし、実際、上記コースでは、2回目以降(4箱1万8272円(税込)及び送料880円(税込))の継続購入が条件となっている。また、消費者が、初回の購入分だけで解約する場合は、通常価格6458円(税込)から、初回価格1058円(税込)を差し引いた解約手数料5400円を支払う必要がある。

従って、消費者は、①少なくとも2回目の料金1万8272円(税込)を支払うか、②5400円の解約手数料を支払うしかないため、貴社の付している契約条件の下では、そもそも、1回分だけを980円(税抜)で購入可能であるという事実は存在しない。

- 2 従って、上記対象となる表示1は、本件商品について、1回分だけを980円（税抜）で購入可能かのように示す点で「商品...の取引条件について、...実際のもの...よりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」（景品表示法34条1項2号）に該当する。

第2 特定商取引法違反

- 1 消費者が、ウェブサイトにおいて本件商品を購入する際に表示される最終確認画面（「特定申込みに係る.....手続きが表示される映像面」を指す。特定商取引法58条の19第3号柱書。）では、購入した商品は、単価980円、1個であり、消費税込み価格1,058円が赤字で強調されている。

しかし、実際には、上記第1の1で述べたことと同様の理由から、貴社の付している契約条件の下では、そもそも、1回分だけを980円（税抜）で購入可能であるという事実は存在しない。

なお、同画面の水色の背景部分に継続条件等が記載されているものの、消費者が最終確認として最も注意を払う画面最下部の「合計」欄には「1,058円」としか表示されておらず、引渡しの複数回継続や総支払額が正しく認識できる配置となっていない。

- 2 従って、上記対象となる表示2は、本件商品について、1回分だけを980円（税抜）で購入可能かのように示す点で、「特定申込みに係る.....手続きが表示される映像面において」（特定商取引法58条の19第3号柱書）、「当該売買契約に基づいて販売する商品.....の分量」（同法12条の6第1項1号）及び「商品.....の販売価格」（同法11条1号、同法12条の6第1項2号）について、「人を誤認させるような表示をする行為」（同法58条の19第3号ロ）に該当する。

第3 貴社の申込後の対応が、消費者被害を助長していること

購入手続完了後に貴社からSMSで送信されてくる内容及び当該SMSに貼付されているURLからリンクされている注文確認画面では、本件商品を980円（税抜）で購入したとしか分からず、定期購入の条件や解約料については一切の記載がない。

通常消費者が、広告ページや注文確認画面を保存していることは想定されず、一般的には、申込後に貴社から送信される情報を元に契約内容を確認する。

しかしながら、貴社の広告ページ及び確認画面の内容と、購入後に貴社から送信される情報が一致していないために、消費者は、定期購入及び解約料について知る機会を逸した状態となる。その結果として、2回目の商品を受領するまで、定期購入の条件を知ることがなく、契約した覚えのない2回目の料金1万8272円（税込）を請求されるという消費者被害が多発している。

このことは、全国の消費生活センターに寄せられた相談内容の照会結果からも確認している。

第4 結語

よって、当法人は、貴社に対し、上記表示につき、景品表示法34条1項及び特定商取引法58条の19に基づき、その停止を請求する。

(訴えを提起する予定の裁判所) 京都地方裁判所

(付記)

差出人 〒604-0847

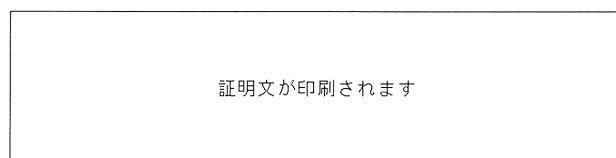
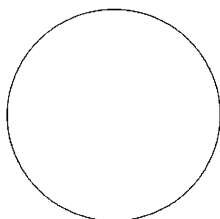
京都府京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル4階

内閣総理大臣認定適格消費者団体特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク 理事長 野々山 宏

受取人 〒150-0021

東京都渋谷区恵比寿西二丁目8番4号EX恵比寿西ビル5階

株式会社格式 御中



証明文が印刷されます

